

新型コロナウイルス感染症に関する 事業者向け支援まとめ

2020年5月



公益社団法人ひょうご観光本部
Hyogo Tourism Bureau

目次

情報を探す

兵庫県公式ホームページ特設サイト	・・・・・・・・ P 2
------------------	--------------

相談する

相談窓口一覧	・・・・・・・・ P 3～5
--------	----------------

支援金・給付金を受け取る

休業要請事業者経営継続支援金	・・・・・・・・ P 6
持続化給付金	・・・・・・・・ P 7
がんばるお店お宿応援事業	・・・・・・・・ P 8
タクシー事業者向け観光受入環境整備事業	・・・・・・・・ P 9
産業界提案型復活応援事業	・・・・・・・・ P 9
地域企業再起・躍進支援事業	・・・・・・・・ P 10
雇用調整助成金の特例措置	・・・・・・・・ P 11

資金を調達する

新型コロナウイルス感染症対応資金	・・・・・・・・ P 12
------------------	---------------

税制支援を受ける

国税に関する支援	・・・・・・・・ P 13
県税に関する支援	・・・・・・・・ P 14～15
市町税に関する支援	・・・・・・・・ P 16

本資料は5月21日時点で国・県等が実施している支援策をまとめたものです。最新の情報はホームページでご確認ください。

また、市町や他団体が実施している支援は掲載しておりませんのでご注意ください。

兵庫県新型コロナウイルス感染症関連特設サイト

兵庫県の公式 HP にて、新型コロナウイルス感染症に関する特設サイトを設置しています。支援対象を「個人」と「事業者」に分かれております。以下のページよりご確認ください。



[兵庫県 通常版トップページ](#)

兵庫県 緊急時用トップページ

[Foreign Languages](#)

新型コロナウイルス感染症 県内全域に緊急事態宣言(4月7日～5月31日)

5月16日以降、感染拡大の防止を基本としつつ、社会経済活動にも配慮するため、同一交流圏域である大阪、京都との整合を図りながら、施設の使用制限等を一部緩和(休業要請施設の見直し)をしました。
[詳しくはこちらをご覧ください。](#)

- ・ [県内の患者の状況](#)
- ・ [支援情報\(個人向け、事業者向け\)](#)
- ・ [事業者の皆様へ休業要請等のお問い合わせ](#)
- ・ [県内の医療従事者を支えるための寄付金を募集しています](#)
[～ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金～](#)

新型コロナウイルス感染症に関する支援

個人



事業者



お問い合わせ

◆24時間対応コールセンター(予防・検査・医療に関するご相談)

電話: 078-362-9980

FAX: 078-362-9874([FAX送信票はこちら](#))

◆兵庫県緊急事態措置コールセンター(その他、緊急事態措置等に関するご相談)

電話: 078-362-9921

受付時間: 午前9時～午後5時(土曜日・日曜日・祝日を除く)

※5月16日(土曜日)、17日(日曜日)は開設

◆休業要請事業者経営継続支援事業に関するお問い合わせ専用ダイヤル

電話: 078-361-2281

受付時間: 午前9時～午後5時(土曜日・日曜日・祝日含む)

個人向けページ : https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/corona/corona_support_top02.html

事業者向けページ : https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/corona/corona_support_top01.html

相談窓口一覧

- ・ **兵庫県緊急事態措置コールセンター**（緊急事態措置等に関するご相談）
電話：078-362-9921
受付時間：午前9時～午後5時（土曜日・日曜日・祝日を含む）
- ・ **休業要請事業者経営継続支援事業に関するお問い合わせ専用ダイヤル**
電話：078-361-2281
受付時間：午前9時～午後5時（土曜日・日曜日・祝日含む）

雇用・労働全般に関すること（労働条件、安全衛生、雇用の維持・確保に関する助成金等）

特別労働相談窓口

兵庫労働局 総合労働相談コーナー	平日 9時00分～17時00分	078-367-0850
------------------	-----------------	--------------

事業者・労働者に対する助成金・支援に関すること

雇用調整助成金等に関すること

ハローワーク助成金デスク（兵庫労働局）	平日 8時30分～17時15分	078-221-5440
---------------------	-----------------	--------------

求職者支援に関すること

兵庫労働局 職業安定部訓練室	平日 8時30分～17時15分	078-367-0801
----------------	-----------------	--------------

新卒者内定取消等特別相談窓口

神戸新卒応援ハローワーク	平日 10時00分～19時00分	078-361-1151
--------------	------------------	--------------

外国人労働者に係る相談支援

兵庫労働局 雇用環境・均等部 (1)企画課 (2)指導課	平日 10時00分～19時00分	(1)078-367-0700 (2)078-367-0820
------------------------------------	------------------	------------------------------------

小学校休業等対応助成金・支援金に関すること

学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター	平日 9時00分～21時00分	0120-60-3999
------------------------	-----------------	--------------

特別休暇制度の導入支援に関すること

兵庫労働局 雇用環境・均等部 指導課	平日 10時00分～19時00分	078-367-0820
--------------------	------------------	--------------

外国人の在留資格取扱いに関すること

大阪出入国在留管理局神戸支局 審査部門	平日 9時00分～16時00分	078-391-6378
---------------------	-----------------	--------------

経営全般に関すること（事業・人材・労務・財務・資金繰り等）

■ ひょうご・神戸経営相談センター（ひょうご産業活性化センター、神戸市産業振興財団、神戸商工会議所による共同設置）

経営相談窓口（（公財）ひょうご産業活性化センター）	平日 9時00分～17時00分	078-977-9079
兵庫県よろず支援拠点	平日 9時00分～17時00分 土日祝日 9時00分～17時00分	078-977-9085 080-1400-9153
神戸商工会議所中央支部	平日 9時00分～17時15分	078-367-3838

■ 特別相談窓口（旅行関係事業者等）

ホテル旅館等の宿泊事業者	神戸運輸管理部総務企画部企画課	078-321-3144
旅行者、旅行者代理業者、旅行サービス手配業者、ツアーオペレーター	近畿運輸局観光部観光企画課	06-6949-6466
通訳ガイド	近畿運輸局観光部国際観光課	06-6949-6796

事業継続などに関すること

■ 持続化給付金に関すること

中小企業庁 金融・給付金相談窓口	平日・休日9時00分～17時00分	0570-783183
------------------	-------------------	-------------

■ 補助金に関すること

ものづくり補助金	ものづくり補助金事務局	平日10時00分～17時00分	050-8880-4053
全国商工会連合会 日本商工会議所	平日9時00分～17時00分 平日9時30分～17時30分	03-6670-2540 03-6447-2389	
（一社）サービスデザイン推進協議会	平日9時30分～17時30分	0570-666-424	
経営資源引き継ぎ補助金	中小企業庁 事業環境部 財政課	毎日9時00分～17時00分	03-3501-5803

貸付・融資に関すること

■ 兵庫県の制度融資に関すること

兵庫県産業労働部地域金融室	平日 9時00分～17時30分	078-362-3321
---------------	-----------------	--------------

■ 信用保証制度や資金繰りに関すること

兵庫県信用保証協会	毎日 9時00分～17時00分	078-393-3900
-----------	-----------------	--------------

■ 政府系金融機関による融資や資金繰りに関すること

日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル	平日 9時00分～17時00分	0120-154-505
神戸支店 中小企業事業	平日 9時00分～18時00分	078-362-5961
神戸支店 国民生活事業	平日 9時00分～18時00分	078-341-4981
神戸東支店 国民生活事業	平日 9時00分～18時00分	078-854-2900
明石支店 国民生活事業	平日 9時00分～18時00分	078-912-4114
姫路支店 国民生活事業	平日 9時00分～18時00分	079-225-0571
尼崎支店 国民生活事業	平日 9時00分～18時00分	06-6481-3601
豊岡支店 国民生活事業	平日 9時00分～18時00分	0796-22-4327

※休日電話相談（土日祝9時00分～17時00分）0120-112476（国民生活事業）、0120-327790（中小企業事業）

商工組合中央金庫 相談窓口	毎日 9時00分～17時00分	0120-542-711
神戸支店	平日 9時00分～19時00分	078-391-7541
姫路支店	平日 9時00分～19時00分	079-223-8431
尼崎支店	平日 9時00分～19時00分	06-6481-7501

休業要請事業者経営継続支援金

休業要請を行った事業者について、休業による影響を受けるため、国の持続化給付金に加え、県・市町が協調して一定の経営継続支援金を支給

対象者及び支援金額

対象・支給額

次の3つの要件をすべて満たす中小法人及び個人事業主の方が対象となります。

- (ア) 兵庫県内に事業所を置く中小法人及び個人事業主で令和2年3月1日以前に創業していること
- (イ) 令和2年4月または5月の売上が前年同月対比で50%以上減少していること
※売上の減少は、「事業者の事業全体」または「休業要請等の対象施設（複数の場合は一力所でも複数でも可）」のいずれでも可能です。
※令和元年5月2日以降に創業された方の売上の比較方法については募集要項をご覧ください。
- (ウ) 県の休業要請等に応じて、対象となる施設を期間中、継続して休業していること

《4月15日～5月6日休業要請等》

対象種別	休業等要請に係る 床面積要件・その他要件	1事業者あたりの給付額
遊興施設 劇場等 集会・展示施設 運動・遊技施設 博物館等	なし	(1)4月15日～4月21日の間に休業を開始し、5月6日まで継続して休業 中小法人 100万円 個人事業主 50万円 (2)4月22日～4月28日の間に休業を開始し、5月6日まで継続して休業 中小法人 60万円 個人事業主 30万円 (3)4月29日に休業を開始し、5月6日まで継続して休業 中小法人 30万円 個人事業主 15万円
学習塾等	床面積100m ² 超	
商業施設(生活必需物資・生活必需サービス以外)	床面積100m ² 超	

対象種別	休業等要請に係る 床面積要件・その他要件	1事業者あたりの給付額
ホテル・旅館	集会の用に供する部分	(4)4月15日～4月21日の間に使用停止あるいは時間短縮を開始し、5月6日まで実施 中小法人 30万円 個人事業主 15万円 (5)4月22日～4月28日の間に使用停止あるいは時間短縮を開始し、5月6日まで実施 中小法人 20万円 個人事業主 10万円 (6)4月29日に使用停止あるいは時間短縮を開始し、5月6日まで実施 中小法人 10万円 個人事業主 5万円
飲食店等食事提供施設	夜20時～朝5時営業休止 酒類提供は夜19時～朝5時休止	

《4月29日～5月6日休業の協力依頼》

対象種別	休業等要請に係る 床面積要件・その他要件	1事業者あたりの給付額
学習塾等	床面積100m ² 以下	(7)4月29日に休業を開始し、5月6日まで継続して休業 中小法人 30万円 個人事業主 15万円 ※複数の休業要請等に対応する場合でも、1事業者当たりの支給額は、上記の額を限度とします。
商業施設(生活必需物資・生活必需サービス以外)	床面積100m ² 以下	
ホテル・旅館等	行業を主目的とする宿泊事業に供する宿泊施設(ホテル、旅館等または民泊)	

【問合せ先】 経営継続支援金 TEL : 078-361-2281

詳細は下記のページをご覧ください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/kyugyoshien.html>

持続化給付金

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給

持続化給付金
に関するお知らせ

持続化給付金とは？
感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、**事業全般に広く使える給付金**を支給します。

給付額
中小法人等は**200万円**、個人事業者等は**100万円**
※ただし、**昨年1年間の売上からの減少分を上限**とします。

売上減少分の計算方法
前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上 × 12ヶ月)

給付対象の主な要件 ※商工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象です。
1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が**前年同月比で50%以上減少**している事業者。
2. 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
3. 法人の場合は、
①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、
②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。
※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。
※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。
※詳細は、申請要領等をご確認下さい。

相談ダイヤル ※申請支援窓口の設置場所等については、詳細が決まり次第公表します。
持続化給付金事業 コールセンター **0120-115-570**
[IP電話専用回線] 03-6831-0613
受付時間 8:30~19:00 5月・6月(毎日) 7月から12月(土曜日を除く日から金曜日)

! 「持続化給付金」を装った詐欺にご注意下さい

給付金申請ページ
<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

持続化給付金

【中小法人・個人事業者のための】
持続化給付金
じぞくかきゅうふきん

▲ なりすましサイト・SNSにご注意ください
持続化給付金の名称を語るなりすましサイトやSNSの存在が報告されています。
個人情報不正に取得される恐れがございますので十分ご注意ください。

MENU

- 持続化給付金とは
 - 制度内容
 - 対象者要件
- 申請・受取について
 - 申請方法・必要書類
 - 給付金受取方法

▶ 申請する
(02-00-03-00はシステムメンテナンスのため申請できません)

(出典：経済産業省)

【問合せ先】 持続化給付金事業コールセンター TEL : 0120-115-570
詳細は下記のページをご覧ください。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>

がんばるお店お宿応援事業

外出自粛要請等により売上が減少している飲食店、宿泊施設、小売店等によるテイクアウトや新商品開発などの新たな事業展開を促進

○対象者

県内に本店・本社がある飲食業、小売業、宿泊業者で新たな事業展開に取り組む小規模事業者

(常時雇用する従業員数が小売・飲食業の場合は5人以下、宿泊業の場合は20人以下)

○実施期間

令和2年5月14日(木)～令和2年6月10日(水)

※申請の受付は郵送のみとし、令和2年6月10日の消印有効とする。

(但し、交付決定から3ヶ月以内に事業を終了すること)

○対象経費

①テイクアウト・デリバリーへの参入費

②地元食品を使った新商品開発

③休業中に開催する従業員のスキルアップ 等

(店舗改装・工事費、資料作成費、広報費、広告宣伝費、車両借上費(借上初期費用に限る)、委託費・外注費、印刷費、設備・備品購入費、消耗品費、材料費等)

以上の経費で4月24日(金)以降に発注、納品、支払った経費を補助対象とする。

○補助率

定額補助(1事業所あたり下限5万円、上限10万円を限度とする。)

【問合せ先】兵庫県中小企業団体中央会 TEL: 078 - 331-2045

詳細は下記のページをご覧ください。

<https://www.chuokai.com/info/>

タクシー事業者向け観光受入環境整備事業 産業界提案型復活応援事業

タクシー事業者向け観光受入環境整備事業

先端機器等の活用により、タクシーの観光利用やインバウンド対応を促進し、国内外観光客の周遊性・満足度を向上

○申請者

事業実施を希望するタクシー事業協同組合、グループ 等

○支援事業例

マルチキャッシュレス決済機器の導入【必須】

(以下、任意で追加可能)

施設・設備・Web サイト・パンフレット等の多言語化、通訳・翻訳機の導入、車内 Wi-Fi 環境の整備、タブレット等 IT 機器を活用した観光案内システム導入 等

○補助上限額

1,000 万円(定額補助)

【問合せ先】兵庫県産業労働部観光推進課 TEL : 078-362-3838

産業界提案型復活応援事業

商工団体・業界団体が、複数の会員企業等が取り組む新たな事業(グループによる取組)を支援することで、地域経済の再起を促進

○申請者

事業実施を希望する商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、商店街振興組合、工業会、旅館業組合等

○支援事業例

e コマースへの参入(越境 EC、オンラインショッピング等)、リモートワークの導入、サテライトオフィス・テレワーク環境の整備 等

○補助上限額

750 万円(補助率 3/4)

【問合せ先】兵庫県産業労働部経営商業課 TEL : 078-362-3313

地域企業再起・躍進支援事業

コロナ禍でダメージを受けた地域の基幹的リーディング企業による新たな事業展開を支援し、地域産業力を向上

○申請者

中小企業、小規模事業者

○支援事業例

産地企業による新商品開発、飲食店・旅館等の予約システムの導入、在庫管理システムの導入、海外進出に向けた基礎調査 等

○補助率と上限

3/4

従業員規模	補助上限額	件数	想定される用途
50人以下	75万円	100件	複数店舗の受注、在庫、商品の一元管理
100人以下	225万円	50件	レストラン予約システムの導入
300人以下	275万円	50件	播州織の新製品開発

【問合せ先】 兵庫県産業労働部工業振興課 TEL : 078-362-3330

雇用調整助成金の特例措置

雇用調整助成金の特例措置が更に拡充されています。また、手続きが簡略化されています。詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

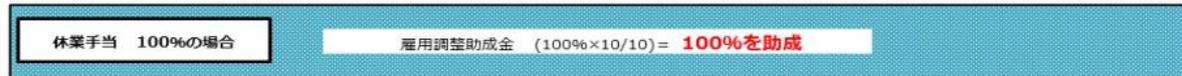
雇用調整助成金の特例を更に拡充します (R2.5.1発表)

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を支援し、働く方の生活の安定を図るため、4/1～6/30の緊急対応期間中に限り、以下の拡充を行います

一定の要件を満たす場合は、休業手当全体の助成率を10/10とする（1人1日当たり8,330円が上限）

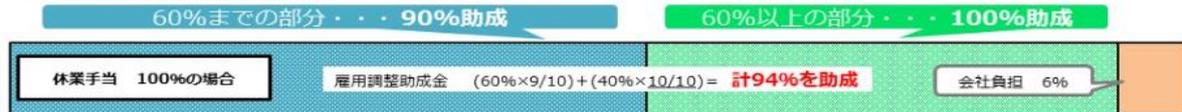
- 中小企業であり、解雇等を行わず雇用を維持している場合
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき都道府県対策本部長が行う要請により、休業又は営業時間の短縮を求められた対象施設を運営する事業主であって、これに協力して休業等を行っていること
- 以下のいずれかに該当する手当を支払っていること
 - ① 労働者の休業に対して100%の休業手当を支払っていること
 - ② 上限額（8,330円）以上の休業手当を支払っていること（支払率60%以上である場合に限り）

※ 教育訓練を行わせた場合も同様



休業手当の支払率60%超の部分の助成率を特例的に10/10とする（1人1日当たり8,330円が上限）

- 中小企業が解雇等を行わず雇用を維持している場合、休業手当60%を超えて支給する部分に係る助成率を10/10とする。
- ※ 教育訓練を行わせた場合も同様



適用日 4月8日以降の休業等から選って、緊急対応期間(4/1～6/30)中に限り適用

雇用調整助成金の手続きを更に簡素化しました (R2.5.19発表)

- 雇用調整助成金の申請手続等の更なる簡素化により、事業主の申請手続の負担を軽減するとともに、支給事務の一層の迅速化を図ります。（1以外は、すべての事業主の方に適用されます。）

申請手続の簡素化

1. 小規模事業主（概ね従業員20人以下）については、「実際に支払った休業手当額」から簡易に助成額を算定（※）できるようになりました。また、休業についての申請様式を簡略化するとともに、支給申請をスムーズに行うことができるよう、申請マニュアルを作成しました。

※ 助成額 = 「実際に支払った休業手当額」×「助成率」

2. 初回を含む休業等計画届の提出を不要とし、支給申請のみの手続とすることとしました。

算定方法の簡略化

3. 支給申請の際に用いる「平均賃金」や「所定労働日数」の算定方法を大幅に簡略化し、次のように算出できるようになりました。算定方法について詳しくは、雇用調整助成金のガイドブック（簡易版）の記載例などをご覧ください。

- (1) 「労働保険確定保険料申告書」だけでなく、「源泉所得税」の納付書を用いて、1人当たりの平均賃金を算定できるようになりました。この場合、お手元に保管している納付書をご利用ください。
- (2) 「所定労働日数」の算定方法を簡略化しました。

申請期限の特例

4. 新型コロナウイルスの影響を受けて休業等を行った場合、特例として、判定基礎期間の初日が令和2年1月24日から5月31日までの休業の申請期限を令和2年8月31日までとします。

※ 緊急雇用安定助成金についても同様の取扱となります。

※ 令和2年5月19日以降に行う支給申請からお使いいただけます。（令和2年5月18日以前の休業等に関する申請にも使えます）

（出典：厚生労働省）

【問合せ先】 兵庫労働局ハローワーク助成金デスク TEL：078-221-5440
県労働局・公共職業安定所（ハローワーク）

（一覧：<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000628994.pdf>）

詳細は下記のページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

新型コロナウイルス感染症対応資金

国が一定の要件を満たす中小企業者に対する利子・保証料の軽減を行う制度を創設したことから、それに連動した融資制度を新設し、新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受ける中小企業者を支援します。

<令和2年5月1日現在>

兵庫県

中小企業融資制度



兵庫県マスコット
はばタン

3年間無利子・保証料負担も軽減！
(5月1日から県内民間金融機関窓口にて受付開始)
※取扱期間：令和2年5月1日～12月31日保証申し込み受付分まで

① 新型コロナウイルス感染症対応資金

対象者：セーフティ保証（4号、5号）、危機関連保証の認定を取得した中小企業者、個人事業主

信用保証料：通常 0.85%・1.05%から**減免あり**(要件あり 下記※参照)

利率：**当初3年間 0%**（4年目以降 0.7%）(同上※)

期間：**10年（据置5年）以内**

限度額：**3,000万円**

資金用途：設備・運転資金のほか、**信用保証付融資の借換資金**

本制度への借換により既存県融資制度の利用者や県融資制度以外の信用保証付融資の利用者も当初3年間の無利子化や保証料の減免を受けることが可能です！

※ 利子・保証料の減免要件について

①個人事業主（小規模企業者）で売上減少5%以上：**当初3年間無利子・保証料0**

②上記を除く、中小企業者で売上減少15%以上：**当初3年間無利子・保証料0**

③同上（売上減少5%以上15%未満）：**保証料1/2**

（お問い合わせ先等：裏面へ）

—新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少している皆様へ—
既存の新型コロナウイルス感染症対策資金も引き続き利用可能です
(②④⑤は5%以上、③は15%以上の売上減少が必要です)

売上減少時の運転資金！

② 新型コロナウイルス対策貸付
(経営円滑化貸付)
利率：年 0.70%(固定)
期間：**10年（据置2年）以内**
限度額：**2.8億円**

別枠保証を利用！

③ 新型コロナウイルス危機対応貸付
(経営円滑化貸付)
融資条件：②と同じ
その他：危機関連保証と連動
一般保証やセーフティネット保証の別枠が利用可能

迅速な審査！

④ 経営活性化資金 (新型コロナウイルス対策)
利率：金融機関所定利率
期間：**10年（据置1年）以内**
限度額：**5,000万円**
その他：取扱金融機関と1年以上の
与債取引等が必要
**1週間から10日程度での
融資実行が可能**

既往債務の負担軽減！

⑤ 借換等貸付 (新型コロナウイルス対策)
利率・限度額：②と同じ
期間：**10年（据置1年）以内**
その他：県融資制度やH29.3.31までの
神戸市融資制度の借換により
返済負担の軽減が可能

※取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。また、主な内容を記載しているため、上記以外の要件等がある場合もあります。詳しくは、ホームページをご覧ください
https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr08/ie05_000000031.html

<お問い合わせ先> ※ 融資申込は取扱金融機関が窓口となりませ
 取扱金融機関又は兵庫県産業労働部地域金融室へ
電話 078-362-3321(地域金融室)

【問合せ先】兵庫県産業労働部地域金融室 TEL：078-362-3321

詳しくは下記をご覧ください。

https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr08/ie05_000000031.html

税制措置～国税～

1 納税の猶予制度の特例

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、収入に相当の減少があった事業者の国税について、無担保かつ延滞税なしで1年間、納税を猶予する特例が設けられました。

【ホームページ】

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm

2 欠損金の繰戻しによる還付制度の特例

資本金1億円超10億円以下の企業の令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた青色欠損金について、欠損金の繰戻しによる還付制度の適用が可能となりました。

【ホームページ (PDF)】

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/pdf/keizaitaisaku_2.pdf

3 テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業がテレワーク等のために行う設備投資について、中小企業経営強化税制を拡充し、その対象に加えられました。

【ホームページ (PDF)】

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/pdf/keizaitaisaku_1.pdf

4 消費税の課税選択の変更に係る特例

新型コロナウイルス感染症により収入が著しく減少した事業者が、申請書を申請期限までに提出して税務署長の承認を受けたときは、課税期間開始後であっても消費税の課税事業者の選択の変更を認める等の措置がされました。

【ホームページ】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/shohi/index.htm>

国税に関する問合せは
所管の税務署へお願いします

税制措置～県税～

1 個人の県民税及び事業税に係る申告期限の延長

今回、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から国において所得税の申告・納付期限が延長されたことから、個人の県民税及び事業税（年の中途において事業を廃止した場合を除く）の申告期限が令和2年3月16日（月曜日）であるものについて、同年4月16日（木曜日）まで延長されましたが、4月17日（金曜日）以降においても、期限までに申告することができないと認められる場合には、期限を延長することができますので、県税事務所へご相談ください。

【ホームページ】

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk22/toriatsukai2020.html>

2 法人県民税・事業税の申告納付期限の延長

法人県民税・事業税（特別法人事業税・地方法人特別税を含む。）において、新型コロナウイルス感染症の影響により、期限までに申告・納付することができないやむを得ない理由がある場合には、期限を延長することができますので、県税事務所へご相談ください。

【ホームページ】

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk22/toriatsukai2020.html>

3 納税が困難な方に対する猶予制度

[徴収猶予の特例]

新型コロナウイルス感染症の影響によりR2.2月以降の事業等に係る収入が前年同期と比べ概ね20%以上減少している場合で、R2.2月からR3.1月までに納期限が到来する県税を一時に納付することが困難な場合は、徴収猶予の特例制度がありますのでご確認ください。

無担保・延滞金なし

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ
徴収猶予の「特例制度」

- 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方^{*}は、最大1年間、県税の徴収の猶予を受けることができるようになります。
- 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

（注）猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付をお願いします。

※対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

（注）「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる県税

- ・ 令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する個人事業税、法人県民税・事業税、自動車税種別割などほぼすべての県税（証紙徴収の方法で納めるものを除く）が対象となります。
- ・ これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の県税（他の猶予を受けているものを含む）についても、選ってこの特例を利用することができます。

申請手続等

- ・ 令和2年6月30日、又は、納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。
- ・ 申請書及び確認書を提出していただきますが、税務署等で申請した書類があればそのコピーを確認書に代えていただけます。

[徴収猶予・換価猶予]

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する 県税における猶予制度

徴収の猶予

- ▶ 新型コロナウイルス感染症に納税者(ご家族を含む。)が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度がありますので、所管県税事務所の収税担当課にご相談ください(徴収の猶予:地方税法第15条)。

(ケース1) 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

(ケース2) ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

(ケース3) 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休業をした場合

(ケース4) 事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

申請による換価の猶予

- ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度がありますので、所管県税事務所の収税担当課にご相談ください(申請による換価の猶予:地方税法第15条の6)。

県税に関する 問合せ先一覧

県税事務所(収税担当課)		電話番号
神戸県税事務所	収税第1課	(078)647-9124
	収税第2課	(078)647-9128
	自動車税第1課 (東灘、灘、中央、兵庫、北区)	(078)647-9159
	自動車税第2課 (長田、須磨、垂水、西区)	(078)647-9156
西宮県税事務所	収税第1課(西宮、芦屋市)	(0798)39-6112
	収税第2課(尼崎市)	(0798)39-1524
	自動車税課 (西宮、芦屋市) (尼崎市)	(0798)39-1531 (0798)39-1532
伊丹県税事務所	収税課	(072)785-7141
	自動車税課	(072)785-7453
加古川県税事務所	収税課	(079)421-9275
	自動車税課	(079)421-9023
加東県税事務所	収税管理課	(0795)42-9334
	自動車税課	(0795)42-9336
姫路県税事務所	収税課	(079)281-9114
	自動車税課	(079)281-9122
龍野県税事務所	収税課	(0791)63-5668
豊岡県税事務所	収税管理課	(0796)26-3626
丹波県税事務所	収税管理課	(0795)73-3743
洲本県税事務所	収税管理課	(0799)26-2024

新型コロナウイルス感染症に納税者(ご家族を含む。)が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして対象のケースに該当する場合は、徴収猶予制度があります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、県税を一時に納付することができない場合、申請による換価猶予の制度があります。

税制措置～市町税～

1 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減

厳しい経営環境にある(※)中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を1/2またはゼロとします。

中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して、厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対して、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の負担を軽減する。この措置による固定資産税及び都市計画税の減収額については、全額国費で補填する。

対応

- 以下の要件を満たす中小事業者等(※1) (原則として業種限定せず)を対象とし、以下に掲げる割合に軽減する。

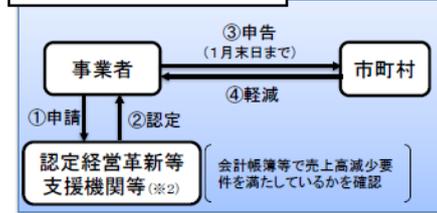
(※1)「中小事業者等」とは、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

- 償却資産と事業用家屋を対象とする。
- 令和3年1月31日までに、認定経営革新等支援機関等(※2)の認定を受けて各市町村に申告した者に適用する。虚偽の記載をした場合の罰則を設ける。
- 当該措置は令和3年度の課税分に限定。

<軽減措置の流れ(イメージ)>



(※2) 税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など(税理士、公認会計士、弁護士など)

2 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の延長・拡充

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を追加します。
- ・ 生産性向上特別措置法の改正を前提に、適用期限を2年延長します。

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象を拡充するとともに、適用期限を2年延長する。

今回の拡充・延長による固定資産税の減収額については、全額国費で補填する。

現行制度	対応
<ul style="list-style-type: none"> ○ 以下の設備投資が対象。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 機械及び装置、器具及び備品、工具、建物附属設備。 <ul style="list-style-type: none"> ※旧モデル比で生産性(単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等)が年平均1%以上向上する一定のもの。 ※中小事業者等の認定先端設備等導入計画に位置付けられたもの。 ○ 生産性革命・集中投資期間(平成30年度～令和2年度)に限定。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対象資産に、事業用家屋と構築物を追加。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの。 ・ 構築物は旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの。 <ul style="list-style-type: none"> ※事業用家屋・構築物ともに、中小事業者等の認定先端設備等導入計画に位置付けられたもの。 ○ 生産性向上特別措置法の改正を前提に令和4年度までの2年間に限り延長。

※特例率は現行と同様に、3年間、ゼロ以上1/2以下で市町村の条例で定める割合。